

# 東京動物園協会契約事務要綱

平成 19 年 12 月 1 日制定

平成 20 年 11 月 1 日改正

財団法人東京動物園協会における契約事務を効率かつ適正に行うため、本要綱を定める。

## 第一章 総則

(通則)

第一条 財団法人東京動物園協会(以下「当協会」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務に関しては、「商品取扱規程」等、別に定がある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(契約事務の所管等)

第二条 契約に関する事務処理は総務部が行い、理事長名で契約を締結する。

2 契約の締結が必要な場合は、「事務局の事案決定に関する規程」に基づき、起工等の決定を行い、総務部へ契約事務の処理を依頼する。

(契約事務に関する事案決定)

第三条 契約事務に係わる事案決定は、以下の区分により行う。

決定権者	内容
理事長	一 五千万円以上の工事の請負契約 二 五千万円以上(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が五千万円以上)の委託契約及び労働者派遣契約 三 三千万円以上の物品の買入れ及び印刷物の製作、備品の調達、処分、賃貸借に関する契約
総務部長	一 四百万円以上五千万円未満の工事の請負契約 二 四百万円以上五千万円未満(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が四百万円以上五千万円未満)の委託契約及び労働者派遣契約

	三 二百万円以上三千万円未満の物品の買入れ及び印刷物の製作、備品の調達、処分、賃貸借に関する契約
総務課長	一 四百万円未満の工事の請負契約 二 四百万円未満(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が四百万円未満)の委託契約及び労働者派遣契約 三 二百万円未満の物品の買入れ及び印刷物の製作備品の調達、処分、賃貸借に関する契約 四 上記のうち、内訳が簡易で、小規模な契約(百五十万円未満の指定店との委託又は工事請負契約、百万円未満の物品購入契約並びに三十万円未満の委託契約及び修繕契約等)については、総務課長は、あらかじめ総務課長の指定した者に決定権限を委譲できる。

(競争見積の参加者の資格)

第四条 競争見積に参加できる者は、原則として東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されているものとする。但し、東京都から指名停止処分を受け、その期間が経過していない者は除く。

2 前項に定めるもののほか、過去に当協会との間で契約実績があり、その履行が確実に行われた者で、財団法人東京動物園協会指名業者等選定委員会(以下「指名選定委員会」という。)で競争見積への参加を認められた者。

3 東京都競争入札参加有資格者名簿に該当する業種の登録がない場合で、指名選定委員会で競争見積への参加を認められた者。

(競争見積参加者の指名)

第五条 競争見積を行う場合は、前条の規定により資格を有する者のうちから参加させようとする者を指名する。この場合、別に定める基準以上の指名をするものとする。

2 前項の場合においては、第六条第一項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項を除く。)を、その指名する者に通知する。

3 第一項の場合において、当該競争見積を第十一条に定める「価格以外の要素も含め、落札者を決定する競争見積(以下「総合評価競争見積」という。)」によるときは、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項及び第六条第二項第三号に掲げる事項を通知する。

一 総合評価競争見積の方法による旨

## 二 当該総合評価競争見積に係る契約予定者決定基準

(見積競争の公表)

第六条 競争見積により予定価格が一千万円以上の契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項(物品の購入、委託契約案件にあっては、第五号を除く。)について、あらかじめ、当協会ホームページに登載し、競争見積参加希望者を募集するものとする。この場合、指名選定委員会は希望状況を参考に指名業者の選定を行う。

ただし、急を要する等、特に理由のあると指名選定委員会が認めるものにおいては競争見積参加希望者の募集を行わず、指名することができる。

- 一 見積に付する事項
- 二 見積に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 見積提出の期限
- 五 予定価格
- 六 最低制限価格を定めたときは、最低制限価格が設定されている旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、競争見積について必要な事項

2 前項の場合において、当該競争見積が総合評価競争見積であるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について公表する。

- 一 総合評価競争見積の方法による旨
- 二 当該総合評価競争見積に係る申込みのうち価格その他の条件が当協会にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「契約予定者決定基準」という。)
- 三 契約予定者決定の日時

(予定価格の決定)

第七条 競争見積により契約を締結しようとするときは、その競争見積に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を定める。

(予定価格の決定方法)

第八条 予定価格は、競争見積に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める。

(契約予定者の決定)

第九条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約予定者とし、契約を行うものとする。ただし、第十二条の規定に基づき、最低制限価格を定めた場合は、予定金額以下かつ最低制限価格以上の申込をした者の中で、最低の価格をもって見積を提出した者を契約予定者とする。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の見積者を契約予定者とししない場合の手續)

第十条 競争見積により工事または製造の請負の契約を締結しようとする場合において、前条に定めるものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認め、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち、最低の価格(最低制限価格を定めた場合はその金額以上で最低の価格)をもって見積を提出した者を契約予定者としようとするときは、あらかじめ理事長に協議しなければならない。

2 前項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書の提出をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書の提出した他の者のうち、最低の価格をもって見積書の提出をした者を落札者とした場合について、当該落札者及び最低の価格をもって見積書の提出をした者で契約予定者とならなかつた者に必要な通知をするとともに、その他の見積者に対しては適宜の方法により契約予定者の決定があつた旨を知らせなければならない。

(総合評価競争見積による契約)

第十一条 総合評価競争見積により落札者となるべき者を決定する場合は、第九条の規定にかかわらず、価格その他の条件が当協会にとつて最も有利なものをもって見積書等の提出をした者を契約予定者とする。

2 前項の場合、別に定める東京動物園協会総合評価判定委員会によって契約予定者を決定する。

(最低制限価格の決定)

第十二条 競争見積により工事または製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約が予定価格一千万円以上ものについて、適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設ける。

- 2 前項に定める外、特に必要と認める契約にあっては、最低制限価格を設けることができる。
- 3 前二項の最低制限価格は、別途定める基準により決定する。
- 4 前三項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格を記載した書面とともに保管しなければならない。

(見積の無効)

第十三条 競争見積に付した場合において、提出された見積が次の各号のいずれかに該当するときは、当該見積を無効としなければならない。

- 一 見積に参加する資格がない者の提出した見積。
- 二 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付された見積書が、定められた日時までに定められた場所に到着しないもの。
- 三 見積書に記載され、又は記録された事項が不明なもの。
- 四 見積書に記名又は押印のないもの。
- 五 同一事項の契約案件について二通以上の見積書を提出したものでその前後が判別できないもの。
- 六 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの。

(見積無効理由の開示)

第十四条 見積を無効とする場合は、見積提出者に理由を明示する。

(予定価格以内の見積がない場合の取扱等)

第十五条 見積書の提出を締め切った場合において、各人の見積のうち予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の見積がないとき)は、見積提出者全員(当初の見積において最低制限価格未満の見積をした者を除く)と値引き交渉を行うことができる。

2 前項の規定に基づき交渉しても、なお、予定価格の制限の範囲内での見積価格が示されない場合、または有効な見積書の提出がない場合は、改めて競争見積を行う。

(同価格見積に関する事後交渉による契約予定者の決定等)

第十六条 契約予定者となるべき同価の見積をした者が二人以上あるときは、当該見積書提出者に値引を打診し、最低の価格を提示したものを契約予定者とすることができる。この場合においても、同額の見積額となる場合は、くじ引により契約予定者を決定する。

(見積結果の通知)

第十七条 契約予定者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、契約予定者に知らせる。契約予定者がいないときはその旨を見積書提出者全員に知らせる。

(見積経過調書の作成)

第十八条 契約予定者を決定した場合においては、経過を明らかにした見積経過調書を作成し、当該競争見積に係るその他の書類とともに保存しなければならない。

2 前項の場合、予定金額が一千万円以上の契約案件にあっては、見積経過調書を当協会ホームページで公表しなければならない。ただし、物品の購入及び委託契約案件にあっては、予定価格を除く。

## 第二章 特殊な契約方式

(交渉型競争見積)

第十九条 価格競争をより促進することが必要なものについては、見積額および見積後の交渉により提示された金額により価格競争を行う交渉型競争見積を行うことができる。

2 前項の場合、提出された見積額と交渉後の提示金額の内、最低の価格を提示した者を契約予定者とする。

3 前二項の方法をとる場合は第五条の通知または、第六条の公表にあわせ、この方法による旨の表示をしなければならない。

(目途金額による設計施工一括発注型競争見積)

第二十条 工事請負契約を行う場合、設計施工を一括して契約することが有利と認めるときは、設計及び積算を行うことなく、目途額及び設計に必要な条件等を示し、競争見積を行うことができる。

2 前項の場合の目途額は、同種工事等の市場価格等を参考とした概算額とする。

3 前二項による場合、総合評価競争見積の規定を適用する。ただし、第六条1項五号の「予定価格」を「目途額」と読み替えて適用する。

(性能発注)

第二十一条 契約相手方の創意工夫を求めることが適当である契約案件について、目途金額による性能発注型競争見積を行うことができる。

2 前項の場合、仕様書に代えて必要な性能項目及び品質等を定めた書類を作成するものとする。

3 1項の場合の目途額は、市場価格等を参考とした概算額とする。

4 前三項による場合、総合評価競争見積の規定を適用する。ただし、第六条 1項五号の「予定価格」を「目途額」と読み替えて適用する。

### 第三章 随意契約

(予定価格の決定)

第二十二条 随意契約(第1章及び第2章に定める契約以外の契約を言う。以下同じ。)によろうとするときは、あらかじめ第七条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第二十三条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格の定められている物件を買い入れるとき、その他その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(随意契約によることができる場合と予定価格の額)

第二十四条 次の各号に定める場合、随意契約によることができる。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては予定賃貸借料の年額又は総額)が第5項の額を超えないとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、当協会が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争見積に適しないものをするとき。
- 三 緊急の必要により競争見積に付することができないとき。
- 四 競争見積に付することが不利と認められるとき。
- 五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- 六 競争見積に付し見積提出者がいないとき、又は再度の競争見積に付し契約予定者がいないとき。
  - 七 契約予定者が契約を締結しないとき。
  - 八 企画提案が重要な契約案件と認められるとき。
  - 九 通常、売買を行えない動・植物を買い入れ、売り払い、貸借を行うとき。
  - 十 単価による契約案件で複数の単価を同一の契約で行う必要があるとき。
  - 十一 小口現金により支払いを行うもの。
- 2 前項第六号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争見積に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
  - 3 第1項第七号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争見積に付するときに定めた条件を変更することができない。
  - 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
- 5 第1項第一号に定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - 一 工事又は製造の請負 四百万円
    - 二 財産の買入れ 二百万円
    - 三 物件の借入れ 二百万円
    - 四 財産の売払い 五十万円
    - 五 物件の貸付け 三十万円
    - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 四百万円
  - 6 第1項第八号に定める企画提案を重視する必要がある契約案件については、コンペ方式により協会の事業にとって最も適切な提案を行った者を相手方とする随意契約を締結するものとする。この場合、審査基準及び審査委員会要綱を作成する。
  - 7 第1項第三号に定める緊急の必要に対処するため、あらかじめ、当協会の指名業者選定委員会に諮り、指定店を指定することができる。

- 8 前項の指定店による百五十万円未満の修繕工事を行う随意契約及び百万円未満の工事・委託等の随意契約においては、第二十二條の規定にかかわらず、契約相手方の見積によることができる。

(随意契約の内容等の公表)

第二十五條 一千万円以上の随意契約を締結したときは、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 契約内容
- 二 相手方の決定方法
- 三 その他必要な事項

#### 第四章 契約の締結

(契約書の作成)

第二十六條 競争見積により契約予定者が決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 履行期限
- 四 契約履行の場所
- 五 契約代金の支払または受領の時期及び方法
- 六 監督及び検査
- 七 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 八 危険負担
- 九 かし担保責任
- 十 契約に関する紛争の解決方法
- 十一 その他必要な事項

2 契約書は当協会と契約の相手方のそれぞれが一通ずつ保管するものとする。

(標準契約書)

第二十七條 理事長は、作成する契約書に関し、その標準となるべき書式を定めるものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第二十八条 次に掲げる場合においては、第二十六条第一項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- 一 工事、製造等についての請負又は委託で、契約金額が四百万円未満のものをするとき。
- 二 物品の買入で、契約金額が二百万円未満のものをするとき。
- 三 物件の借入で、契約金額が五十万円未満のものをするとき。
- 四 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- 五 第一号から第三号まで及び前号に該当するもののほか、随意契約による場合において、その必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第二十九条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、理事長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を提出させるものとする。

## 第五章 契約の履行

(売払代金の納付時期)

第三十条 財産の売払代金は、その引渡しの時までには完納させなければならない。ただし、当協会が売り払う目的をもつて取得し、生産し、または製造した財産(取得した財産に加工し、または修理を加えたものを含む。)を売り払う場合においては、一年以内の延納の特約をすることができる。

(貸付料の納付時期)

第三十一条 財産の貸付料は、他に特別の定がある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、その貸付期間が四月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(部分払)

第三十二条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分

に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

## 第六章 監督及び検査

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第三十三条 検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第三十四条 監督又は検査の円滑な実施を図るため、必要があるときは、当該契約の相手方に監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。

(監督員の一般的職務)

第三十五条 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認の手續を執らなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理その他の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当つては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の職務の特例)

第三十六条 総務部長は、第三十三条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、請負契約について契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料の検査を監督員に行なわせることができる。

(監督員の報告)

第三十七条 監督員は、監督の実施状況について、随時に必要な報告をしなければならない。

(検査の一部省略)

第三十八条 物件の買入れで、その単価が二十万円に満たないものをする場合において、その給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査員の一般的職務)

第三十九条 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既納部分の確認を含む。)につき、次の各号に掲げる契約を除き、契約書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。検査を行わない場合であっても、第五号エ、オを除いて、契約の相手方から徴する納品書、完了届等の書類に基づき、課長までの確認を徴するものとする。

一 小口現金により支払ったもの。

二 物件の買入に関する契約で次のもの。

ア 会議式典等における食料品類の買入

イ 新聞・雑誌等の買入

ウ 生花の買入

エ 給油所における自動車燃料の買入

三 物件の売り払いに関する契約。

四 物件の借入に関する契約。

五 委託契約に関する契約で次のもの。

ア 警備・受付案内及び電話交換委託契約

イ 講演の委託契約

ウ 自動車保守整備委託契約

エ 電気、ガス(プロパンガスを含む)及び水道の供給契約

オ 公衆電気通信の役務の提供を受ける契約

カ 運搬に関する契約

- キ 翻訳又は通訳に関する契約
- ク 青写真、写真の現像等に関する契約
- ケ 各種機械類の運転・保守委託契約

六 履行地が隔地において行われるものであって、当該履行に係る完了報告書が相手方から提出された場合で、その履行が確実に行なわれたものであると認められる契約。

- 3 検査員は、前二項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 4 前三項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解または試験して検査を行うものとする。

(検査調書の作成等)

第四十条 検査員は、前条第一項及び第二項の検査を完了した場合においては、次条に定める場合を除くほか、検査調書を作成し、その結果を報告しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第四十一条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認 (給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に給付を受けた一回の数量を乗じて得た額とし、また委託契約で、分割して履行されるものについては、一回の履行に相当する額とする。)が四百万円未満の契約に係る検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(監督及び検査の実施方法)

第四十二条 監督及び検査の実施方法は、工事の請負等の契約については、維持管理基準に定めるところにより行う。

- 2 物品の購入、委託契約等にあつては、維持管理基準に準じて行う。

( 附則 )

この要綱は、平成十九年十二月一日から施行する。

( 附則 )

この要綱は、平成二十年十一月一日から施行する。